

社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉に功労のあった者に会長が表彰又は感謝の意を表してその功をたたえ、労をねぎらい、もって社会福祉の進展に資することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰は、次に掲げる者に対して行う。

- (1) 民生委員・児童委員、保護司、社会福祉推進委員、家庭的保育者として10年以上の在職者
- (2) 社会福祉施設及び団体の従事者として10年以上の在職者及び勤続者
- (3) 市社会福祉協議会職員として10年以上の勤続者
- (4) 市社会福祉協議会にボランティアとして10年以上登録し、特に顕著な活動をしている個人又はグループ
- (5) 地域において特に顕著な福祉活動を10年以上継続している個人又はグループで、地区社会福祉協議会会長が推薦した者
- (6) 里親として、10年以上活動している者
- (7) よこすか市民後見人として10年以上登録し、かつ、成年後見人、保佐人又は補助人として選任され、その職務に従事したことがある者
- (8) その他、特に会長が認めた者

2 感謝は、次に掲げる者に対して行う。

- (1) 年間50万円以上(物品を含む)の寄付者
- (2) 5年間以上寄付を継続し、その累計額が50万円以上(物品を含む)の寄付者
- (3) その他、特に会長が認めた者

(表彰)

第3条 表彰は、毎年、横須賀市社会福祉大会において賞状及び記念品等を贈呈する。

(感謝)

第4条 感謝は、寄付採納した際に、その都度、賞状を贈呈する。

(推薦の方法)

第5条 表彰は、市長、施設長、団体長又は地区社会福祉協議会会長等からの推薦により、会長がこれを決定する。

(基準日)

第6条 被表彰者の調査は、毎年3月31日を基準日として行う。

(その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 40 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による基準日前に、旧基準により表彰又は感謝の対象となった者については、従前の例によることとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 21 日から施行する。